

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○道営土地改良事業計画の決定..... (農業施設管理課)	55
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	55
○知事権限に係る保安林の指定(2件)..... (治山課)	56
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	56
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	56
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	56
○都市計画の変更の決定..... (都市計画課)	57
○都市計画法第34条第8号の3の区域の指定..... (都市環境課)	57
札幌医科大学告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	57
○特定調達契約に係る入札の公告.....	58

告 示

北海道告示第116号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成18年2月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
当別南部	経営体育成基盤整備(農業用排水、暗きよ、客土)	北海道石狩支庁
八雲	地域水田農業支援緊急整備[緊急整備型](暗きよ、区画整理、農業用排水)	北海道渡島支庁

共和中央	経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水、農道、客土、暗きよ)	北海道後志支庁
三川	かんがい排水[国営附帯]	北海道空知支庁
吉沢	同	同
御茶の水	地域水田農業支援排水対策特別(農業用排水)	同
奈井江瑞穂	経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水、暗きよ、客土)	同
協栄	同	同
日の出	同	同
西川中	同(区画整理、農業用排水、暗きよ)	同
納内南	同	同
多度志北	同	同
共栄	同	同
新双誠	同(農業用排水、暗きよ)	同
深川北南	地域水田農業支援緊急整備[緊急整備型](区画整理、農業用排水、暗きよ、客土)	同
妹背牛南	同	同
浦白	同	同
古山	同[緊急整備型](区画整理、農業用排水、暗きよ)	同
南幌	同[緊急整備型](農業用排水、暗きよ)	同
三谷	中山間地域総合整備(ほ場整備、農業用排水、暗きよ)	同
達布	中山間地域総合農地防災(農業用排水、暗きよ)	北海道留萌支庁
幌延	一般農道整備(集乳農道)	同
美里	経営体育成基盤整備(区画整理)	北海道胆振支庁

北海道告示第117号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 虻田郡豊浦町字桜286地先・288の3地先・286(以上2筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第118号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 二海郡八雲町熱田399の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第119号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 二海郡八雲町熱田399の2
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第120号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 目梨郡羅臼町礼文町32の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第121号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成18年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第122号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 岩内洞爺線 北海道小樽土木現業所	磯谷郡蘭越町字日出554番38地先から 磯谷郡蘭越町字日出567番1地先まで	平成18. 2.17
道道 南黄金長和線 北海道室蘭土木現業所	伊達市長和町248番8地先から 伊達市長和町370番4地先まで	同 18. 3.31 午前9時30分

北海道告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成18年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 旭川圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・3・7号旭町通	旭川市旭町1条3丁目	旭川市旭町1条21丁目	旭川市旭町1条11丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2 釧路圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
自動車専用道路	1・3・1号釧路外環状道路	釧路市鶴野	釧路町字別保原野	釧路市広里

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 釧路圏都市計画公園に係る事項

- (1) 都市計画の種類 公園
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

追加する部分

ア 名称	7・5・201号 別保公園
位置	釧路郡釧路町字別保及び別保原野の各一部
イ 名称	7・6・202号 森林公園
位置	釧路郡釧路町字別保の一部

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

4 清水都市計画公園に係る事項

- (1) 都市計画の種類 公園
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

変更する部分

名称 5・5・1号 清水公園

位置 上川郡清水町字清水、南1条西7丁目、西9丁目及び西10丁目並びに南2条西7丁目の各一部

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第8号の3の条例で指定する土地の区域を都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第2号）第2条第1項の規定により指定した。

当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部都市環境課、北海道釧路支庁経済部建設指導課及び釧路町都市建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり）

釧路町鳥通東2丁目、鳥通東3丁目、鳥通東4丁目の一部、鳥通東5丁目の一部、鳥通東6丁目の一部、鳥通東7丁目の一部及び鳥通西8丁目の一部

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第15号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成18年2月17日

札幌医科大学長 今井 浩三

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成18年度において札幌医科大学が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成18年2月17日に一般競争入札の公告を行なう札幌医科大学附属病院医療機器等中央管理業務委託契約

- (2) 資 格 札幌医科大学附属病院医療機器等中央管理業務委託の資格(以下「資格」という。)
- (3) 特定役務の種類 札幌医科大学附属病院医療機器等中央管理業務委託
- 2 資 格 要 件
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。
- (1) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の12に定める、医療機器の保守点検の業務を適正に行う能力のある者であること。
- (2) 平成18年2月1日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (3) 薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)別表第1の4に定める第1区分から第6区分までに係る特定修理業の許可を有していること。
- (4) 薬事法施行規則第24条第5項に定める責任技術者の有資格者を、常時10名以上雇用していること。
- (5) 資本金の額が1,000万円以上であること。
- (6) 過去2年間に於いて、国又は地方公共団体と医療機関等の保守点検及び修理に関する契約を数回以上締結し、かつ、誠実に履行した者又は誠実に履行している者であること。
- 3 資格要件の特例
平成16年北海道告示第447号の2による。
- 4 資格審査の申請の時期及び方法
- (1) 申請の時期
資格審査の申請は、平成18年3月9日から23日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法
資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行なわなければならない。
- ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局業務課
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西16丁目
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、イ、ウ、(2)、4の(1)、(3)及び5の(1)、(2)による。

札幌医科大学告示第16号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
 平成18年2月17日

札幌医科大学長 今井浩三

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
札幌医科大学附属病院医療機器等中央管理業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の様態等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成18年札幌医科大学告示第15号に規定する札幌医科大学附属病院医療機器等中央管理業務委託の資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院 3階 臨床1号会議室B(送付による場合は、郵便番号 060-8543 札幌医科大学事務局業務課)
- (2) 入札日時 平成18年3月30日(木)午前10時
(送付による場合は、平成18年3月29日までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で直接交付する。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。
- 8 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 札幌医科大学事務局業務課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011-611-2111 内線 3117
- 9 Summary
A. Nature and quantity of the services to be procured :

a . Nature Maintenance and repair service of medical apparatus (including nursing apparatus but indivisually contracted one) in the Sapporo Medical University Hospital, School of Medicine

b . Quantity : 1 Set

B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., March 30, 2006.

(If mailed, bids must arrive no later than March 29)

C . Contact : Division of Distribution Administrative, Administration, Sapporo Medical University.

Nishi 16-chome, Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8543 Japan.

Phone : 011-611-2111 Extension 3117

